

山形県地域公共交通計画の変更について

1 概要

山形県地域公共交通活性化協議会要綱第3条及び社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編イ-17-(1)2.の規定により、次のことについて協議するもの。

- ・山形県地域公共交通計画本文内の「7. 目標達成のための施策・事業」に記載されている事業について、新たに検討した内容の追記・修正等。

2 変更内容 **資料 1 - 2**

- ・計画本文「施策・事業 3-1-5 (地域を支える山形鉄道フラワー長井線の支援)」に係る内容の変更 (146 頁)

3 説明 **資料 1 - 3**

- ・国は、利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（施行日：令和5年10月1日）に合わせ、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」を創設。
- ・「地域公共交通再構築事業」とは、地域づくりの一環として、地域公共交通ネットワークの再構築に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画において中長期的に必要なネットワーク（鉄道・バス路線）を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援するもの。
- ・当該事業を活用するためには、地域公共交通計画において、鉄道事業再構築実施計画を策定する旨を明記する必要がある。
- ・山形鉄道フラワー長井線は、平成28年度以降、上下分離方式により、鉄道施設の維持・修繕等を県と沿線2市2町が支援しているが、施設・設備等の老朽化が進み、故障が頻発するなど、施設・設備の更新が必要な状況となっていることから、当該事業の活用による施設・設備等の更新や利用促進施策の実施等により、地域にとって、利便性向上、持続可能性確保、生産性向上につながるよう取組みを推進しようとしている。

(※具体例)

- ・次世代型信号システムの導入による安全性確保や利便性向上、車両更新やコンクリート製マクラギへの更新による安定性向上
- ・地域のイベント等と連携した利用促進、沿線飲食店等とコラボしたデジタルフリー切符の販売によるまちなか周遊の促進、鉄道を活用した新たな旅行商品の造成、新たなグッズ開発やふるさと納税返礼品の活用拡大
- ・自治体の総合計画等と連動した鉄道の活用促進
- ・市役所一体型の駅や駅周辺施設の活性化による鉄道需要の創出 等